

横須賀市小中学校配置適正化実施計画の
策定について

答 申

平成 29 年（2017 年）10 月 16 日

横須賀市立小中学校適正配置審議会

目 次

| | |
|--|---|
| はじめに | 1 |
| 1 地域別協議会の設置順について | 2 |
| 2 計画期間中における適正化検討対象・対象外となった場合の 取扱等について | 4 |
| 3 実施計画の見直しについて | 5 |
| 4 老朽化による建て替え等について | 6 |
| 5 他施設機能との複合化について | 7 |
| 6 統廃合を検討する場合の跡地利用について | 8 |
| おわりに | 9 |

資料

| | |
|------------|----|
| (資料1) 諮問文 | 10 |
| (資料2) 委員名簿 | 11 |
| (資料3) 審議経過 | 12 |

はじめに

教育委員会は、平成 28 年 5 月に横須賀市立小中学校適正配置審議会からの答申を受け、平成 29 年 1 月に「横須賀市立小・中学校の適正規模及び適正配置に関する基本方針改定版」（以下、「基本方針改定版」という。）を策定した。

平成 29 年度は、この「基本方針改定版」に基づき学校規模及び配置の適正化の検討を進めていくため、具体的な地域等の名称を明記した「横須賀市小中学校配置適正化実施計画」（以下、「実施計画」という。）を策定することとしている。

横須賀市立小中学校適正配置審議会は、「実施計画」の策定について、専門的かつ幅広い見地から検討を行うよう教育委員会から諮問を受けた。

審議に当たっては、現在と未来の子どもたちのよりよい教育環境のためということ念頭に、学校、保護者及び関係団体の立場から意見交換を行い、「実施計画」に盛り込むべき基本的な考え方について審議内容毎に検討を進め、これまで 3 回の会議を開催し審議を重ねてきた。

横須賀市立小中学校適正配置審議会は、ここに、これまでの審議における各委員の意見を取りまとめ、教育委員会に答申として提出するものである。

なお、市長は、平成 29 年 9 月 4 日に開催された平成 29 年市議会 9 月定例議会において「横須賀市施設配置適正化計画」の凍結を表明したが、本審議会は、「基本方針改定版」に基づく教育的な観点と「横須賀市施設配置適正化計画」に基づく財政的な観点を合わせて審議を行ってきた経過があるため、本答申には財政的な観点についてもそのまま盛り込むこととする。

今後、「実施計画」の策定に当たっては、新たに策定される戦略的プランとの整合性を図っていく必要がある。

1 地域別協議会の設置順について

(1) 審議内容

「基本方針改定版」では、適正化の検討のための基準に該当した小中学校について、地域毎に学校関係者、保護者、地域の方々と構成する地域別協議会を設置し、地域における合意形成を図りながら適正化を進めていくこととされている。

現在、適正化の検討のための基準に該当する小中学校は、学校規模について小学校(11学級以下)は11校あり、中学校(5学級以下)はない。通学距離について小学校(2キロメートル程度を超える場合)は10校、中学校(3キロメートル程度を超える場合)は5校ある。また、通学区域が飛び地となっている小中学校がそれぞれ1校ずつあり、これらの学校の地域別協議会を設置する順番について審議を行った。

(2) 意見

(第4回審議会における意見)

- 小規模過ぎて教育環境として不適切であると声が挙がっている地域があれば、優先的に手当していくべきである。地域の声の大きさによって、今、問題を抱えている地域を優先的に取り扱っていくという決め方が考えられる。
- 今回、適正化の検討対象となっている学校・地域について、前回からの検討の経緯で分けると、①地域別協議会において結論が出た地域、②地域別協議会を開催したが、協議が途中で終わって保留となっている地域、③諸事情により地域別協議会が開催されなかった地域、④今回、新たに適正化検討対象に加わった地域の4つのパターンがあり、地元の声などを加味しつつ、前回の地域別協議会の結果を考慮して決めることを提案する。

(第5回審議会における意見)

- 単学級で100人規模ということに対する弊害はそれほど感じなかった。ただし、これが複式学級にならざるを得ない、学年をまたいで一緒に授業を受けなければならない状況になってくると間違いなく子どもの成長過程が違う以上、よろしくないと考えられる。複式学級は望んでいない親が多いのではないかと。
- 学級数も大切なポイントだが、児童生徒数が少なければ少ないほど学級数以上に複式学級になる可能性も高いと思うので、最優先にその地域の皆様と協議をしていくということが必要ではないかと思う。

○走水小学校は一番少ない学校であるが、教育環境として不適切であるという声が挙がっているということは全く無いわけで、小規模なら小規模なりの活動で縦割りでの活動がしっかりでき、一人一人が主体的な活動ができるとか、運動会などで地域とのつながりをその中に盛り込んだり、そういった活動もできて、逆に魅力的な環境になるとも言えるので、一概に小さいとあまり環境としては良くないとは思わないでほしい。

○適正化の検討のための基準で小学校 31 学級以上とあるが、6 で割ると 1 学年 5 学級ということになる。現在、市内で 1 学年 5 学級全部入れる学校があるのか。また、5 学級ということは、それに伴って職員の数も増えていくので、実際問題として 1 つの職員室に職員が入りきる学校が現在あるのかということがあり、この基準自体がどうなのか疑問に思っている。

浦郷小学校は 19 学級だが、現在、職員室に職員が入りきらない状態で校舎も足りない状態である。

(3) 結論

地域別協議会の設置順については、適正化対象地域の個別の状況もあり、本審議会において具体的な順番や地域の組み合わせを決定することは難しいため、今後、教育委員会において、本審議会における意見を重視して検討すること。

2 計画期間中における適正化検討対象・対象外となった場合の取扱等について

(1) 審議内容

「基本方針改定版」においては、適正化の検討のための基準が示されており、学校規模が小学校で11学級以下、31学級以上、中学校で5学級以下、31学級以上、通学距離が小学校で2キロメートル程度を超える場合、中学校で3キロメートル程度を超える場合に適正化の検討を行うこととされている。

今回策定する「実施計画」の計画期間中に、これらの基準に該当してくる学校または該当から外れる学校が出てくることも考えられ、それらの学校の取扱等について審議を行った。

(2) 意見

(第4回審議会における意見)

○12 学級を割り込んだから劇的に教育環境が悪化するということでない。将来、市内の半数以上が11学級以下になる可能性がある中で、期間中に11学級を割った、割らないで対象校を増やしたり、減らしたりするのは現実的ではなく、対象校をいたずらに増やすべきではない。12学級になったから抜けるというケースは、若干柔軟に構えてもよいと思う。

(3) 結論

計画期間中における適正化検討対象・対象外となった場合の取扱等については、小学校において、将来、市内の半数以上が11学級以下になる可能性があり、また、毎年11学級以下の基準を行き来する小学校もある。その中で計画期間中において適正化検討対象としたり、適正化検討対象から外したりすることは現実的ではないため、適正化検討対象・対象外については、計画の見直しの時期に合わせて判断すること。

3 実施計画の見直しについて

(1) 審議内容

今回の「実施計画」の策定後、最初の見直しは「横須賀市施設配置適正化計画」の見直しが行われる平成33年度が想定されているが、「実施計画」における基本的な見直し基準（期間など）を示す必要があると考えられ、「実施計画」の見直しについて審議を行った。

(2) 意見

（第4・5回審議会における意見）

○特に無し

(3) 結論

「実施計画」の見直しについては、教育委員会において適切な期間設定を行うこと。

4 老朽化による建て替え等について

(1) 審議内容

小中学校の校舎等は建設から長い年月が経過しているものが多く、今後、建て替えの必要が生じてくることから建て替え時期やそれまでの改修についても「実施計画」に盛り込む必要がある。

また、「横須賀市施設配置適正化計画」においては、建て替えの際には児童生徒数等に応じて規模を縮小することされている。老朽化による建て替え等の「実施計画」への位置付けについて審議を行った。

(2) 意見

(第4回審議会における意見)

- 建て替えについては、学童クラブ、子どもたちの遊び場、介護の総合福祉事業、大震災時の避難所など広範なところで考えていただきたい。

- 子どもたちが安心できる地域にするには、学校というものをどのようにしたらよいかを考えて建て替えをしていただきたい。地域の中の役割が学校にはあるということを考えていただきたい。

- 木造校舎など人数に合わせた温かみのある建物など、いろいろな建て替えの方式があるのではないかと。また、地域の中でランドマーク的な建物として活用できることもあるのではないかと。

- 子どもたちがゆったり過ごすスペースは、教育環境として本当に重要である。子どもが活動するためには、たくさんの教室が必要である。部活動をするためには、グラウンド、体育館も必要であり、規模を縮小するにもそういうことを考慮していただきたい。

(3) 結論

老朽化による建て替え等については、児童生徒数等に応じて規模を縮小する場合であっても、個々の小中学校における教室や体育館等の活用状況を把握した上で、教育環境として支障がないように行うこと。併せて、学童クラブ、遊び場、避難所になっているなど学校は地域の拠点でもあるということも念頭に建て替え等を行うこと。

5 他施設機能との複合化について

(1) 審議内容

他施設機能との複合化については、平成 25 年 9 月に策定された「公共施設マネジメント白書」の「公共施設マネジメント基本方針」において検討することが示されており、また、「横須賀市施設配置適正化計画」においても事例として、ある程度将来の児童生徒数の見通しを立て過大な部分は他の用途に転用することが示されている。小中学校における提供可能なスペースへの他施設機能の複合化について審議を行った。

(2) 意見

(第 4 回審議会における意見)

- 複合化については、いろいろな人が学校に入ってきてしまうことや交通の問題など子どもの安全面からあまり賛成できない気持ちがある。

(第 5 回審議会における意見)

- 横浜市の小学校に行ったときに、小学校の施設の敷地内に地域のコミュニティハウスが併設されて別棟としてあった。共働きの家庭が多いということで、買い物に行く 1 時間だけでも子どもたちを置いて行き、遊ばせてあげるといった地域の方々の取組があり、学童というくくりではなくて、子どもたちを一定の時間内は預かったり、遊ばせたり、あとは地域のコミュニティセンターとしての役割も果たしていた。建て替え時の複合化の中では、そのような地域のコミュニティセンターのような機能を入れて、より暮らしやすく、預けやすい小学校という考え方も 1 つあってもよいのではないかと思う。

(3) 結論

他施設機能との複合化については、第一に子どもたちの安全の確保と学校運営に支障が無いように配慮すること。

また、他施設機能との複合化を検討する場合は、地域の方々がより暮らしやすくなるような施設を検討すること。

6 統廃合を検討する場合の跡地利用について

(1) 審議内容

地域別協議会において統廃合の方向で検討が進んだ場合、地域の方々には跡地の利用について関心があると考えます。地域別協議会において統廃合を検討する場合の跡地利用について審議を行った。

(2) 意見

(第4回審議会における意見)

- 跡地は原則売却となっているが、学校は地域の拠点であるという観点から、即、売却に結び付ける考え方は一考願いたい。

- 跡地利用については、学童クラブ、子どもたちの遊び場、介護の総合福祉事業、大震災時の避難所など広範なところで考えていただきたい。

(3) 結論

統廃合を検討する場合の跡地利用については、学校は地域の拠点でもあるという観点から、即、売却ではなく学童クラブ、遊び場、避難所などへの利用を検討すること。

おわりに

教育委員会から横須賀市立小中学校適正配置審議会へ諮問のあった「実施計画」の策定について、これまで3回の会議を開催し審議を行った。会議では、現在と未来の子どもたちのよりよい教育環境のためにということを念頭に、各委員それぞれの立場から「実施計画」の策定に係る各項目について活発な意見が交わされた。その審議内容、意見及び結論を「答申」として整理した。

本答申は、横須賀市として現在と未来の子どもたちのよりよい教育環境のために「実施計画」に盛り込むべき基本的な考え方を整理したものである。今後は、本答申を踏まえ、教育委員会で十分な議論をしたうえで、「実施計画」を策定していくことを強く望む。

最後に、本審議会は、平成27年度から29年度にかけて「基本方針改定版」及び「実施計画」の策定について審議を重ねてきたが、本審議会が始まった当初から一貫して、統廃合を前提とした財政的な観点よりも、子どもたちのよりよい教育環境のためにという教育的な観点から各委員は発言をしてきた。本答申には記載していないが、審議の過程で多くの委員が共感した意見について、[付帯意見]としてここに掲載する。

[付帯意見]

これまで小中学校の適正規模及び適正配置についての議論を重ねてきたが、子育て世代が住居を求める際の最も重要な要素の一つに「学校が近い」ということも挙げられる。したがって、学校の統廃合を安易に加速することは横須賀市の人口減少に拍車をかけることにつながる恐れがある。

今後の趨勢として人口減少が避けられない中、小規模校に転じる可能性がある学校が多数存在することを考慮し、小規模校であることのメリットにも目を向けて最大限に活かし、魅力ある教育環境を実現することで子育て世代に訴求していくことも今後の検討課題になる。

「地域別協議会」においては、統廃合ありきということではなく、その地域ごとに子ども達にとって、よりよい教育環境を実現するための議論をしていたくよう配慮すべきである。

諮問文

横教総第 9 号
平成 29 年(2017 年) 5 月 23 日

横須賀市立小中学校適正配置審議会委員長 様

横須賀市教育委員会
委員長 荒川 由美子

横須賀市小中学校配置適正化実施計画の策定について（諮問）

横須賀市教育委員会では、平成 29 年 1 月に策定した「横須賀市立小・中学校の適正規模及び適正配置に関する基本方針改定版」に基づき、小規模化が進んでいる学校や通学区域に著しく問題がある学校、地域などのうち、周辺の学校の状況などを考慮して、順次、学校規模及び配置の適正化の検討を進めていくため、具体的な地域等の名称を明記した「小中学校配置適正化実施計画」を策定することとしています。

策定に当たっては、「現在と未来の子どもたちのよりよい教育環境のために」という視点から小中学校の規模及び配置の適正化を図っていくとともに、平成 27 年 1 月に策定された「横須賀市施設配置適正化計画」に基づく、建物の老朽化による建て替え等も含めた計画を想定しています。

つきましては、「小中学校配置適正化実施計画」の策定について、専門的かつ幅広い見地からご助言をいただきたく、ここに諮問いたします。

委員名簿

横須賀市立小中学校適正配置審議会委員

平成 29 年 7 月 1 日現在

| No | 氏名 | 区分 | 役職 |
|----|---------|----|-----------------------------------|
| 1 | 青木 勝 | 関 | 堀の内連合町内会 会長 |
| 2 | 赤羽根 文行 | 保 | 横須賀市立大塚台小学校 P T A 会長 |
| 3 | 石井 香 | 教 | 市民委員 |
| 4 | 伊東 健司 | 保 | 横須賀市立岩戸小学校 P T A 前会長 |
| 5 | 小番 奈緒美 | 教 | 横須賀市立野比中学校 教頭 |
| 6 | 小林 義雄 | 保 | 横須賀市立追浜中学校 P T A 前会長 |
| 7 | 坂庭 修 | 校 | 横須賀市立北下浦中学校 校長 |
| 8 | ◎ 佐藤 晴雄 | 識 | 日本大学文理学部教育学科 教授 |
| 9 | 佐藤 学 | 教 | 市民委員 |
| 10 | 島崎 竹司 | 関 | 衣笠地区連合町内会 会長 |
| 11 | ○ 中岡 正廣 | 識 | 鎌倉女子大学教育学部教育学科 教授 教職センター センター長 |
| 12 | 根本 宗茂 | 保 | 横須賀市 P T A 協議会 顧問 |
| 13 | 原 忠 | 関 | 長井連合町内会 会長 |
| 14 | 松尾 禎昭 | 教 | 横須賀市立走水小学校 教頭 |
| 15 | 山口 昭生 | 校 | 横須賀市立追浜小学校 校長 |

(50 音順)

◎・・・委員長 ○・・・委員長職務代理者

区分欄 「識」学識経験者、「関」関係団体の代表者、「保」保護者、
「校」小・中学校の校長、「教」教育委員会が必要と認める者

審議経過

| 回 | 開催年月日 | 審議事項等 |
|-------|-------------------|---|
| 第 1 回 | 平成 27 年 11 月 24 日 | 「横須賀市立小・中学校の適正規模及び適正配置に関する基本方針」の改定についての審議 |
| 第 2 回 | 平成 28 年 1 月 19 日 | 「横須賀市立小・中学校の適正規模及び適正配置に関する基本方針」の改定についての審議 |
| 第 3 回 | 平成 28 年 5 月 17 日 | 「横須賀市立小・中学校の適正規模及び適正配置に関する基本方針」の改定について（答申）の審議 |
| 第 4 回 | 平成 29 年 5 月 23 日 | 「横須賀市小中学校配置適正化実施計画」の策定について審議 |
| 第 5 回 | 平成 29 年 7 月 4 日 | 「横須賀市小中学校配置適正化実施計画」の策定について審議 |
| 第 6 回 | 平成 29 年 9 月 19 日 | 「横須賀市小中学校配置適正化実施計画」の策定について（答申）の審議 |